

公共交通対策特別委員会に対する対応(令和6年3月11日)

委員からの意見	回答および計画への修正・反映
<p>本編 P.3 第1章 計画の概要 3 計画策定の条件</p> <p>「本計画の区域は、亀岡市全域とします。なお、都市間の路線で運行の見直しや改善が必要な場合には、京都市や南丹市との協議や調整を行います。」とあるが、隣接している大阪府とバス交通の連絡などができないか、北大阪急行電鉄の延伸も予定されているため、大阪府との都市間交流のためにも必要なことではないか。</p>	<p>京都市や南丹市については、は京阪京都交通バスの地域間幹線(国庫補助路線)を想定した記載としています。</p> <p>隣接する大阪府の能勢町や豊能町については、現在はバスの運行が分断されていますが、両町とは、交通の関係で協議を行ったこともあり、大阪府との連携を排除することなく可能性を探っていきたいと考えていますので、次のとおり修正いたします。『都市間の路線で運行の見直しや改善が必要な場合には、<u>京都市、南丹市及び大阪府能勢町・豊能町との協議や調整を行います。</u>』</p>
<p>本編 P.52 第7章 目標達成のための具体的な施策 2 各施策の具体的な内容 1-2.ふるさとバス、コミュニティバスの路線充実によるモーダルシフトと運賃改定</p> <p>「施策内容」の3行目「JR 亀岡駅」とあるが、市内にJR 駅は4駅あることから、亀岡駅以外も入れてもらうことはできないか。</p>	<p>JR 千代川駅、並河駅、馬堀駅についても、ふるさとバス、コミュニティバスの運行接続がされているため、ご指摘のとおり「JR 亀岡駅」を『JR 各駅』に修正いたします。</p> <p>(パブリックコメントにも同様の意見有り)</p>
<p>提言書の内容の計画への反映</p> <p>提言書において、ライドシェアについても計画への反映をお願いした。国の法改正が進められているところではあるが、本市の考えを整理・記載できないか。</p>	<p>ライドシェアについては、国の法改正を注視しながら持続可能な公共交通の確保に向けたひとつの手法として、タクシー事業者の御意見も伺いながら慎重に研究していく課題であると考えておりますので、「1-5. 市内地域公共交通の「リ・デザイン」(再構築)の検討」の施策内容に次の一文を加えることとします。</p> <p>『一般ドライバーが自家用車を使用して有償で乗客を運ぶ「ライドシェア」については、国の法整備の動向を注視しながら本市の地域特性を勘案して課題や導入可能性を研究・検討します。』</p> <p>(パブリックコメントにも同様の意見有り)</p>

その他、事務局での修正

修正の内容

本編 P.49～

第7章 目標達成のための具体的な施策 各施策

『1-4.地域間幹線(国庫補助対象となる幹線バス交通)の利用促進・改善・見直し』

「改善・見直し」が同意語で分かりにくいため、

『1-4.地域間幹線(国庫補助対象となる幹線バス交通)の改善による利用促進』に修正

『2-1.地域主体型交通の導入促進および支援制度の見直し』

「見直し」が充実または縮小を図るのものなのか分かりにくいため、

『2-1.地域主体型交通の導入促進および支援制度の充実』に修正